

答申第 233 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 10 月 15 日付けで諮問された県立高等学校の運動部に係る活動計画・活動報告等不存在の件( 諮問第 270 号 )について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校の特定の課外クラブ活動に係る平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの月別活動計画及び活動報告並びに公費等の扱いを含む部費の会計報告は存在しないとして公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 15 年 9 月 3 日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の特定の課外クラブ活動（以下「本件クラブ活動」という。）に係る平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの月別活動計画及び活動報告（以下「本件活動計画等」という。）並びに公費等の扱いを含む部費の会計報告（以下「本件会計報告」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成 15 年 9 月 17 日付けで、本件活動計画等及び本件会計報告（以下「本件行政文書」と総称する。）を当初から作成していないため存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成 15 年 10 月 9 日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件活動計画等の存否について

ア 課外クラブ活動中の生徒の事故に対する安全面の配慮については、細心の注意を払い学校全体として取り組むべき内容であり、特に運動系の課外クラブ活動については生徒の事故に対する安全面に配慮した活動計画を事前に立てる必要性が高い。さらに、活動の評価をすることによ

って活動内容の深化や充実を図るべく、本件活動計画等が作成されるものである。

イ また、課外クラブ活動中に生徒の事故が発生した場合、学校から教育委員会、日本体育・学校健康センター等に事故報告書とともに本件活動計画等を提出する必要があると聞いている。実際に本件クラブ活動の最中に事故があったとの情報を得ており、当該事故について給付金申請手続を行った際の添付書類として本件活動計画等が必須であるため、本件活動計画等が作成されているはずである。

ウ 本件活動計画等の公開請求に対して、「当初より作成されていなかったため」との理由で公開拒否決定があった。また、その後に実施機関が作成した非公開等理由説明書では、「練習は原則として毎日行っており、休日の練習の具体的内容は公式戦日程等の関係や生徒の活動予定の関係で、直前に活動を決定している」との理由で作成していない旨説明するが、本件高校では、課外クラブ活動中に生徒の事故が発生した場合、必要書類である本件活動計画等についてどのような扱いがなされるのか。加えて、学校運営上も限られた学校教育施設を多数の課外クラブ活動主体が調整しあって利用するに際して、活動計画や活動報告というものがある種の位置付けがなされているべきであって、計画や事後報告を文書化して管理していないという説明には不自然がある。前述の理由により本件活動計画等が作成されていなかったため存在しないということでは、県民の信頼を失うことにつながる。

## (2) 本件会計報告の存否について

ア 課外クラブ活動に係る運営経費等の適正な取扱いについては、「部活動に係わる運営経費等の取り扱いについて」(平成12年9月1日付け保体418号高校教育課長、保健体育課長通知。以下「平成12年通知」という。)、 「私費会計事務処理の手引き」(平成13年2月発行)及び「部活動に係わる運営経費等の適正な取り扱いについて」(平成15年1月7日付け保体第433号教育部長通知。以下「平成15年通知」という。)の3つが教育委員会から各県立高等学校長あてに発出されており、本件高校においても、学校長から、課外クラブ活動に係る運営経費等の

適正な取扱いについて、教職員に指導が徹底され、適切な点検が行われているものとする。

イ その意味で、本件会計報告の公開請求に対して「当初より作成されていなかったため」との理由で公開拒否決定したことや、その後に実施機関が作成した非公開等理由説明書における「本件クラブ活動の顧問の指示により、生徒が部費の収支を記録していた。しかし、主な用途は部員の飲物、氷等の個人的経費であるので、会計報告の必要はないと判断した」との理由で本件会計報告を作成していない旨の説明に対しては、教育委員会からの通知を本件高校の校長がどのように扱っているか、また教職員に対する適切な指導がなされているか、疑問を感じる。

ウ 「当初より作成されていなかったため」の当初がいつの時点を指すのか定かではないが、平成 12 年から平成 12 年通知が発出されているにもかかわらず、平成 15 年度に創設された本件高校において本件会計報告が当初より作成されていなかったため存在しないということでは、県立高等学校全体に対する県民の信頼を失うことにつながる。

エ 課外クラブ活動において徴収する部費や合宿費等も保護者が負担している経費であり、学校徴収金の性格を持つことから、その適正な執行と管理は、協働による学校作りが学校に対する県民の信頼の上に成り立っている側面からも、積極的に取り組むべきことであり、学校の責務である。

平成 12 年通知や平成 15 年通知などの内容を考慮すると、本来作成しておくべきものがないという回答は、あまりに説明努力が足りていないと思われる。およそ一県民として、教育委員会の「当初より作成されていなかったため」という回答は適切さを欠くものではないかと考えて、本件不服申立てをした。

#### 4 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### （1）本件活動計画等の存否について

ア 平成 14 年度及び平成 15 年度ともに、練習は原則として毎日行ってお

り、公式戦日程等の関係や生徒の活動予定の関係で、休日の練習の具体的内容は直前に決定していることから、本件活動計画等は作成していない。

イ 不服申立人の主張にある医療給付申請の際には、災害報告書と医療状況を学校設置者を通して独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。不服申立人の主張に述べられた日本体育・学校健康センターが平成 15 年 10 月 1 日に廃止された後を受けて設立されたものである。）支部に提出するよう求められている。これ以外に活動計画や活動報告が添付書類として要求される場合もあるが、その理由は申請の対象事故が学校管理下の活動において発生したことを証明するためである。実際に事故が発生したときは、活動計画・活動報告を文書化して振興センターに提出したが、平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの期間には事故が発生しなかったため、本件活動計画等は作成していない。

## （ 2 ）本件会計報告の存否について

ア 平成 14 年度の本件会計報告だが、本件クラブ活動の顧問の指示により、生徒が部費の収支を記録していた。しかし、主な用途は部員の飲物、氷等の個人的経費であるので、会計報告の必要はないと判断し、作成しなかった。

平成 15 年度については、決算前であり、これから作成するため存在しない。

イ なお、部費については公費の投入はない。管理は学校が行うが、負担は生徒又は保護者が行うという意味での私費会計により、部費はすべて賄われている。

ウ 部費は前記イで述べたとおり公的資金ではないが、公共的な管理を要求されることに変わりはなく、部費の負担者である保護者に対して説明責任が発生するのは当然であると認識している。本件公開請求を受けた当時は、そのような認識が教職員に浸透せず、本件クラブ活動の顧問の教員は、部費の会計報告を文書で行っていなかった。

## （ 3 ）その他

本件高校は統合による新設校なので、統合前の高等学校における文書事務の不備を改め、平成 15 年度からは、適正に文書作成を行うよう教職員への指導を徹底させるよう努めている。現在は、月別活動計画及び活動報告並びに会計報告ともに、課外クラブ活動の顧問の教員が起案し、校長決裁を経て作成するよう、事務改善したところである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書について

#### ア 本件活動計画等について

平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの本件クラブ活動において、月を単位として事前にその活動計画を文書化したものが月別活動計画であり、活動を行った後の文書化された記録が活動報告である。

#### イ 本件会計報告について

平成 12 年通知第 5 項において、高校教育課長及び保健体育課長は各県立高等学校長に対して、課外クラブ活動に係る運営経費等について校長及び顧問名による会計報告を保護者あてに通知することを指導しており、これに基づき作成された本件クラブ活動に係る平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの会計報告が本件会計報告である。

### (3) 本件行政文書の存否について

#### ア 本件活動計画等の存否について

(ア) 不服申立人は、実際に本件クラブ活動の最中に事故があったとの情報を得ており、当該事故について給付金申請手続を行った際の添付書類として本件活動計画等が必須であるため、本件活動計画等が作成されているはずであり、加えて、学校運営上も限られた学校教育施設を多数の課外クラブ活動主体が調整しあって利用するに際して、活動計

画や活動報告というものがある種の位置付けがなされているべきであって、計画や事後報告を文書化して管理していないという説明には不自然がある旨主張している。

これに対し、実施機関は、活動計画や活動報告は、医療給付申請の際に、申請対象事故が学校管理下の活動において発生したことを証明するための添付資料として要求されることもあるが、必須の添付書類ではない旨説明している。

(イ) 当審査会において振興センターが実施する災害共済給付制度について調査したところ、学校管理下の事故等で児童生徒に災害(負傷・疾病)が発生したときに、被災児童生徒の保護者は振興センターが規定する「医療等の状況」を、学校は振興センターが規定する「災害報告書」を、いずれも学校設置者を通じて振興センター支部に提出することになっており、また、通学時の災害であれば通学径路図、夏・冬休みなどの長期休業中の課外クラブ活動時の災害であれば練習計画書などが添付書類として必要となる場合がある旨、災害共済給付制度の説明資料中に注意書きがされていることが認められる。

したがって、災害共済給付制度の給付申請において、夏・冬休みなどの長期休業中の課外クラブ活動時の災害であれば、練習計画書などが添付書類として必要となる場合があり、実施機関も、実際に事故が発生したとき、活動計画・活動報告を文書化して振興センターに提出したことを認めているものの、本件公開請求の対象である平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの期間には事故が発生しなかったため、本件活動計画等を作成していないと説明している。

以上のことから、災害共済給付制度の給付申請において前出の練習計画書に相当するものとして活動計画・活動報告が必要となる場合はあるものの、過去においては実際に事故が発生し、活動計画・活動報告が必要となった場合にはじめて、本件高校が当該文書を作成した事例があったことが認められる。従来、活動計画・活動報告はこのように取り扱われていたものであり、本件公開請求の対象である平成 14 年 4 月から平成 15 年 9 月までの期間には事故が発生しなかったため、

本件活動計画等を作成した事実がなく、存在しないとする実施機関の説明は、不合理とは認められない。

イ 本件会計報告の存否について

(ア) 実施機関は、平成 14 年度の本件会計報告について、本件クラブ活動の顧問の指示により、生徒が部費の収支を記録していたが、部費の負担者である保護者に対して説明責任が発生するとの認識が教職員に浸透しておらず、部費の主な使途が部員の飲物・氷等の個人的経費であるので、会計報告の必要がないと本件クラブ活動の顧問が判断し、作成しなかったと説明している。

また、平成 15 年度の本件会計報告については、本件公開請求の時点では、決算前であり、これから作成するため存在しないと説明している。

(イ) 平成 14 年度の本件会計報告が作成されていなかったことは平成 12 年通知が求める事務処理を怠ったことにほかならない。しかし、本件クラブ活動の部費の主な使途が部員の飲物・氷等の個人的経費であり、公費が投入されていないため、会計報告の必要がないと本件クラブ活動の顧問が判断したことにより当該文書が作成されなかったことについては、平成 12 年通知の趣旨を踏まえた上での意図的な不作為やけ怠の結果によるものではなく、会計説明責任をわきまえないままの、所要手続の放置によるものと考えられる。したがって、平成 14 年度の本件会計報告が作成されておらず、平成 15 年度の本件会計報告がこれから作成されるものであるため、いずれも存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

6 付言

本件公開請求は、部費について適正な執行とその管理が必要であることを通知した平成 15 年通知が発出された当該年度とその翌年度とを対象としてなされたものであるが、実施機関は、本件公開請求時に、文書管理に適正さを欠いていたことが認められる。

実施機関においては、文書事務の改善が図られた結果、現在は活動計画及



び活動報告の作成が励行され、会計報告の作成その他私費会計の事務処理についても改善が行われたとのことであるが、引き続き文書管理の適正化を図られたい。

#### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 10 月 15 日	諮問受理
10 月 20 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 13 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 17 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 18 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 11 月 1 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 27 日 ( 第 37 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者 部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)